

第4章 豊かな地域と自然を次世代につなぐ持続可能な社会づくり

【基本方針】

豊かな自然を守るとともに、持続可能な環境を次世代に残していくために、環境への負荷を低減し、地球や自然を大切にすまちを目指します。そのため、温室効果ガスの削減及び省エネに向けた市民意識の向上を促すとともに、地域の実情に対応した衛生的な生活環境の整備を進めます。

【現況と課題】

- 本市は、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティおおむた宣言」を行いました。「脱炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」等の実現に向け、意識の醸成を図りながら、市民、事業者、市民団体、行政が互いに協働し、環境負荷低減に向けた取組を推進する必要があります。
- 本市では、これまでも子どもたちに美しい川や海を残すために生活排水対策に取り組んできました。一方で、市内を流れる一部の河川における水質は、生活排水が主な原因で環境基準の適合率が低い状態にあり、県から生活排水対策重点地域に指定されています。そのため、引き続き河川の水質悪化の防止に努め、公共用水域の保全を図る必要があります。
- 国においては、令和8(2026)年度末を目途に、汚水処理施設整備を概ね完成させる方針を示しています。一方で、本市における公共下水道及び合併処理浄化槽等による生活排水の汚水処理人口普及率は、令和3(2021)年度末で82.1%と、全国平均92.6%、福岡県平均93.9%に比べ、未だ低い状況です。そのため、公共下水道や合併処理浄化槽を早期に整備するとともに、生活排水に対する市民理解を深めるための広報啓発が必要です。
- 本市の公共下水道普及率は着実に向上しており、令和3(2021)年度末で71.0%となっています。一方で、将来の人口減少に伴う使用料収入の減少や社会情勢の変化に柔軟に対応するため、公共下水道の整備を進めながら、下水道全体計画区域の縮小等についても検討しています。また、下水道事業は、着手から60年以上が経過し、老朽化した施設も多く存在していることから、計画的な改築更新が必要です。
- 公共下水道及びし尿・浄化槽汚泥の処理施設については、今後の人口減少に伴う汚水処理量の減少、施設の大規模な改築更新の必要性等を考慮し、効率的で持続可能な汚水処理システムの構築を検討する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症をはじめ、狂犬病や鳥インフルエンザなどは、人と動物双方に感染する人獣共通感染症とされています。このため、人と動物の健康及び環境の健全性はひとつのものと捉え、一体的に守っていく、ワンヘルスの理念に基づく取組が重要といわれています。本市でもワンヘルス推進宣言を行い、福岡県と連携・協力しながらワンヘルスを推進しています。
- 犬や猫などの動物は人々の生活の中で重要な存在となっています。一方で、動物の安易な飼養や放棄、虐待などの問題も生じていることから、動物愛護意識の普及啓発が必要です。

【施策推進の視点】

（視点1）環境保全行動の促進

市民、事業者、市民団体、行政が、温室効果ガスの削減や省エネに向けたエコ行動を実践し、ライフスタイル・ビジネススタイルを環境に配慮した形に変えていくために環境意識の啓発等に取り組みます。あわせて、教育機関や環境活動団体等と連携しながらESDを推進し、持続可能な社会を創る担い手の育成を進めるための環境に関する学習を推進します。

（視点2）生活排水対策の推進

公共下水道及び合併処理浄化槽による適切な役割分担のもと、効率的な汚水処理施設の普及促進に取り組みます。水洗化促進のための支援制度や生活排水に対する広報啓発に継続して取り組むなど、生活排水対策を重点的に推進します。家庭や事業所から排出されるし尿については、収集の効率化を図りながら適正な収集運搬を行います。あわせて、効率的で持続可能な汚水処理システムの構築に向け、公共下水道及びし尿・浄化槽汚泥の処理施設の共同化について調査、検討を行います。

（視点3）安定した下水道サービスの継続

施設の状況を把握、評価し、長期的な視点による下水道施設の効率的な改築更新と適切な維持管理(ストックマネジメント)を行います。将来にわたって、持続可能な事業運営を行うため、経営基盤の強化に取り組みます。また、下水道事業について、市民理解を深めるため、情報を発信し、共有化を図ります。

（視点4）動物の愛護及び適正飼養の推進

ワンヘルスや動物の愛護、適正飼養などに関する知識の普及・啓発を通して、命の大切さや温かさを理解してもらい、動物の適正飼養の推進に努めます。

第5章 環境にやさしい資源循環型の社会づくり

【基本方針】

プラスチック使用製品をはじめとするごみの減量化・資源化により、天然資源の消費をできるだけ抑制し、資源循環型の社会をつくります。

そのため、市民、事業者、行政等との協働により、廃棄物そのものの発生抑制と使用された製品等の再利用を促進するとともに、分別の徹底や新たな廃棄物の資源化、ごみの適正処理に取り組みます。

【現況と課題】

- 本市では、これまでも循環型社会の構築を目指し、有料指定ごみ袋制度や分別品目の追加など3R(リデュース・リユース・リサイクル)を基本として、市民・事業者・行政等との協働による、ごみの減量化・資源化の取組を推進しており、ごみの総排出量は10年前と比較して減少(△7,631t、△17.7%)しています。一方で、燃えるごみには、依然として多くの「生ごみ」や「紙類」が含まれているため、今後ごみ処理基本計画に掲げる取組を着実に進め、家庭や事業所から排出される燃えるごみの減量化・資源化に取り組む必要があります。
- 市民のごみ減量に対する関心を高めるための意識啓発に継続して取り組むことで、ごみ減量に効果的で優先順位が高い2R(リデュース・リサイクル)の行動を促す必要があります。高齢者や障害のある人等によっては、ごみの排出が困難となる状況もあることから、「自助・共助・公助」の考え方に基づいた支援を図る必要があります。
- ごみの適正処理のためには、安定的かつ効率的な収集運搬体制の確保とごみ処理施設の適切な管理運営が必要です。また、不法投棄などの不適正処理に対し、継続的に監視・指導等に取り組んでいく必要があります。
- 燃えるごみの処理は、令和10年度に新ごみ処理施設への移行を予定しており、市民生活に影響のないよう確実に施設を整備する必要があります。

【施策推進の視点】

(視点1)ごみの減量化・資源化

生ごみの水切り・堆肥化、食品ロスの削減などのごみの排出抑制や、マイボトルの推奨などのリユースに関する意識啓発に継続して取り組みます。また、プラスチック製容器包装の分別促進や製品プラスチックの分別品目への追加、リサイクル可能な紙類の分別の徹底などにより資源化の促進を図ります。加えて、ごみの収集時や施設搬入における指導啓発等の取組を強化し、市民、事業者のごみに対する関心を高め、ごみの減量化・資源化を進めます。

(視点2)ごみの適正処理の推進

市民ニーズを踏まえた適正かつ効率的なごみの収集運搬・処理を実施するとともに、ごみの排出が困難な人に配慮し、福祉収集による支援を図ります。あわせて、監視カメラやパトロールによる不適正処理への監視・指導等に取り組みます。加えて、廃棄物処理施設の適切な管理運営を進めるとともに、新ごみ処理施設への確実な移行や老朽化施設の長寿命化に取り組みます。